

(電子メール施行)
教体第1104号
令和5年4月26日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症兵庫県対処方針の変更に伴う
県立学校における対応等について

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。

県立学校の対応については、変更はありませんが、引き続き感染防止対策を実施しながら、県立学校の教育活動を進めていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後の対応については、国の通知が届き次第、別途通知します。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日をもって緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4月5日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされた。その後、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されたが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施した。

令和3年7月11日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7月28日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より緊急事態措置を実施した。

令和3年9月30日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施した。しかし、令和3年12月30日にオミクロン株の市中感染が県内で初めて確認され、その後も感染の急拡大が止まらず、令和4年1月27日からまん延防止等重点措置を実施してきた。

令和4年3月21日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施する。

なお、国において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされた。予定どおり5類感染症に位置づけられた場合には、特措法第21条第1項の規定に基づき政府対策本部が廃止となり、同第25条の規定に基づき兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部も廃止となることから、本方針もそれに合わせて廃止することとする。

I 措置実施期間

| | |
|----------------|---|
| 緊急事態措置実施期間 | 令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日 |
| まん延防止等重点措置実施期間 | 令和3年4月5日～令和3年4月24日 |
| 緊急事態措置実施期間 | 令和3年4月25日～令和3年6月20日 |
| まん延防止等重点措置実施期間 | 令和3年6月21日～令和3年7月11日 |
| まん延防止等重点措置実施期間 | 令和3年8月2日～令和3年8月19日 |

II 措置等の内容

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで行う。
- 教職員や児童生徒の発熱等体調不良時には、出勤・登校させないことを徹底する。
- マスク着用の取扱い

[基本的な考え方]

- ①児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ②マスクの着用が推奨される以下の場面においては、児童生徒や教職員も着用を推奨。
 - ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- ③基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行うこと。
- ④学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策（十分な換気の実施や大声での会話は控える等）を講じることが望ましい。
- ⑤新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること。（ただし、マスクの着用を強いることがないようにすること）
- ⑥咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

自主的な感染対策により、新たな日常生活の創造を！

5月8日からの5類感染症への位置づけにより、新型コロナ対策は大きな転換点を迎えます。これまでの3年超にわたる感染拡大防止へのご協力について、改めて感謝申し上げます。

位置づけの変更に伴い、基本的な感染対策は、個人や事業者の判断に委ねられることとなります。これまでの取組を生かし、基本的な感染対策に取り組みつつ、新たな生活を築いていきましょう。

1 これまでの取組を生かした自主的な感染対策を

- 手洗いや手指消毒、効果的な換気、マスクの適切な着用などは、新型コロナの特徴を踏まえた**基本的な感染対策**として、引き続き**有効**です。
- **発熱やのどの痛みなどの症状がある方**や、新型コロナの検査で**陽性となった方**は、周囲の方に感染を広げないため、**外出を控えて**ください。通院等でやむを得ず外出する時は、**人混みは避けてマスクを着用**（陽性となった方は発症翌日から10日間）するようお願いいたします。
- **医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時**には、高齢者や基礎疾患を有する方などを守るためにも、**マスクを着用するなどの感染対策**をお願いいたします。

2 重症化リスクの高い方や症状が強いなど受診を希望される方は、事前に相談・連絡したうえで受診を

- 重症化リスクの高い方や症状が強いなど**受診を希望される方は**、**事前にかかりつけ医や24時間対応の健康相談コールセンター等に相談**するか、県ホームページで公表しているリストを参考に**対応医療機関に連絡したうえで受診**するようお願いいたします（5月8日以降は、一部を除き医療費等に自己負担が生じます）。
- 体調不良時に備えて**自己検査キットや常備薬等を準備**してください。重症化リスクが低く、かつ症状が軽い場合は**セルフメディケーション**に取り組みましょう。
- **重症化リスクの高い方は**、県接種会場（6月設置予定）等での**積極的なワクチン接種**をご検討ください。
- 5月8日以降の**療養期間**は自主判断に委ねられますが、**発症翌日から5日間を目安**としてください。

[新型コロナウイルス感染症
に関する相談窓口一覧]



[発熱等の症状が重い方へ
(医療機関受診方法の案内)]



兵 庫 県